

# 西区社会福祉協議会会員助成金

西区社協会員が行う地域福祉活動及び地域における公益的な取組を支援するための助成金

## 1 対象事業・助成上限額

対象事業	助成上限(円)	備考・条件
1 <b>地域福祉・地域貢献事業助成</b> サロン、会食会、配食、居場所づくり、支えあい活動、車両による送迎活動、その他地域福祉課題・ニーズに対応する事業等	100,000	ふれあい助成金及びにこまち助成金との重複申請は不可
2 <b>福祉啓発、普及活動助成</b> 社会福祉に関する講演会、調査研究発表、セミナー、広報啓発冊子の発行等	100,000	会員内部のみの講演会等は不可
3 <b>周年事業助成</b> 20周年以上(10年単位)の周年事業、周年イベントの実施、記念誌作成等	200,000	要会員加入期間20年以上
4 <b>活動拠点整備事業助成</b>		
①地区ボランティアセンター整備経費	400,000	1会員1回のみ助成
②会員が専有する活動拠点において地域食堂・会食会・配食作りを実施するにあたり必要となる調理場・空調等の整備・改修経費	200,000	要当該活動拠点での3年以上継続した地域食堂・会食会の実績 1会員1回のみ助成

2 助成対象経費 別紙のとおり

3 助成金額 対象経費総額の5分の4(1,000円未満切捨て)以内(上記表の額を上限)

4 申請期間 毎年4月上旬～中旬  
受付の結果、予算残が生じた場合は助成金等配分委員会で議決のうえで二次募集を行うことが出来る。(9月中旬～下旬)

5 審査・決定 西区社会福祉協議会助成金等審査委員会で実施

6 注意事項 (1)申請事業は年度内に実施するものとする。  
(2)申請は年度につき同一区分内で1会員1事業とまでする。

## 7 助成対象外事業

- (1)特定の個人のみを対象とした事業
- (2)営利、政治、宗教等を目的とする事業
- (3)公的サービス事業と同一事業
- (4)行政及び他団体からの補助・助成を受けている事業
- (5)会員内部の事業活動と判断されるもの内部の管理運営維持に関する経費
- (6)会議・役員会・打合せ会・特定の目的のために資金を集める事業
- (7)既に終了した事業

## 西区社協会員助成金 対象経費・対象外経費

		西区社協会員助成金	西区社協会員助成金申込額
		収入	(総事業費の20%以上) 自主財源
担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など		
その他	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金など）		
前年度繰越金	前年度からの繰越金		
前年度積立金	前年度からの積立金		
出	助成対象経費 (事前準備にかかる経費も対象)	活動費	・活動に関わるボランティア交通費、ボランティア謝礼など ※検便代も計上可
		活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費・専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積按分する。
		物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※ただし、任意団体の場合はその帰属について団体間で申し合わせがされていること、一個人に帰属することがないことを確認する。
		謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代、車の借り上げ料、事業実施に関わる駐車料金（時間貸し）
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費
		コーディネーター人件費	・事業に関するコーディネーターを行う者の人件費 コーディネーターの定義：団体事務所などに週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネーターを行う者（施設職員は除く） ※週3日以上勤務するのは、同じ人でなくてもかまいません。
		専有の拠点整備改修費	・専有する活動拠点の整備、改修工事費
	対象外経費	次年度繰越金	・次年度繰越金
		会議費	・申請事業以外の会議に伴う経費等
		他団体への会費	・連絡会など他団体へ払う会費
		積立金	・積立金は積立年数と目的を明記すること
食材費・パーティ等の飲食経費		・食事サービス・サロン等で使用する食材・飲み物・調味料等 ・クリスマス会・キャンプ等で購入する食材・飲み物・調味料等 ・レストラン・宿泊先等での食事代等	